

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 平成27年12月22日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	貸金業法	平成25年1月30日	○	平成28年度	規制改革 実施計画 (平成26年 6月24日閣 議決定)に 基づき、お おむね5年 と設定。	
2	貸付信託法	平成27年5月1日	×	平成28年度		
3	協同組合による金融事業に関する法律	平成27年5月1日	○	平成31年度		
4	協同組織金融機関の優先出資に関する法律	平成27年5月1日	×	平成28年度		
5	銀行法	平成27年5月1日	○	平成31年度		
6	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律	平成27年5月1日	○	平成30年度		
7	金融機関の合併及び転換に関する法律	平成27年5月1日	×	平成28年度		
8	金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	平成27年5月1日	○	平成29年度		
9	金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律	平成19年12月19日	×	平成28年度		
10	金融商品取引法	平成27年5月29日	○	平成32年度		
11	公認会計士法	平成27年5月1日	×	平成30年度		
12	資金決済に関する法律	平成27年5月1日	○	平成27年度		
13	資産の流動化に関する法律	平成27年10月5日	○	平成32年度		
14	社債、株式等の振替に関する法律	平成26年6月27日	○	平成32年度		
15	旧出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	昭和58年11月1日	×	平成28年度		
16	信託業法	平成27年5月1日	○	平成29年度		
17	信用金庫法	平成27年5月1日	○	平成31年度		
18	担保付社債信託法	平成27年5月1日	×	平成28年度		
19	中小企業等協同組合法	平成27年5月1日	○	平成31年度		
20	長期信用銀行法	平成26年5月30日	○	平成31年度		
21	電子記録債権法	平成27年5月1日	×	平成30年度		
22	投資信託及び投資法人に関する法律	平成27年10月5日	○	平成32年度		
23	船主相互保険組合法	平成27年5月1日	×	平成31年度		
24	保険業法	平成27年5月1日	○	平成32年度		
25	無尽業法	平成27年5月1日	○	平成28年度		
26	預金等に係る不当契約の取締に関する法律	平成20年10月1日	×	平成28年度		
27	預金保険法	平成27年5月1日	○	平成30年度		
28	労働金庫法	平成27年5月1日	○	平成31年度		

注1 :この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)

注2 :「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。

注3 :「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。

注4 :「見直し年度」前に具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。